委員会における資料の使用に関する申合せ事項(案)

1 基本原則

議会は「言論の府」であり、発言によって議論を尽くすことが基本であることから、 質問に際し使用する資料は、質疑・質問の内容をより深めることを目的とする場合に 限って補完的に使用する。

2 使用できる資料

- (1) パネル (原則A3版) 及びモバイル端末 (タブレット端末、ノートパソコン及び スマートフォン) を用いてモニターに表示する資料に限る。
- (2) 図、表、写真等は質問者が権原を有するものに限る。ただし、資料使用に当たっての著作権等の必要な手続きについては、質問者において対応するものとする。

3 使用できない資料

- (1) 現物など前項に定める使用できる資料以外の資料
- (2) 動画及び特定の者の利益を助長し若しくは侵害するもの

4 資料の表示方法

- (1) パネルを使用する場合は、質問者が掲示する。
- (2) モバイル端末を使用する場合は、表示用モニターに接続して表示する。なお、モバイル端末は質問者において用意し、その操作は、質問者が行うものとする。

5 資料使用の許可

質問者は、質問に際し資料を使用する場合は、資料の電子データを原則として、質問日の1日前(府の休日にあたる日は、日数に算入しない)の午後5時までに事務局へ提出し、事務局が取りまとめのうえ、資料の使用について委員長の許可を得るものとする。

6 会議録への掲載

使用した資料は、会議録の巻末に掲載する。

7 その他

この申合せ事項に記載のない内容について、協議が必要と思われるものは、代表者 会議において協議する。